

平成 19 年 8 月 31 日

**「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」
第一次募集意見を踏まえた修正案
の公表及びご意見の募集（二次）について**

21世紀政策研究所 研究主幹 朝長英樹
（企業税制研究所 代表理事）

21世紀政策研究所においては、本年6月14日に「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」と題して事業体税制に関する改革案（以下「原案」といいます。）を公表し、7月31日までを期限として、広く意見募集（以下「第一次意見募集」といいます。）を行いました。

第一次意見募集にお寄せ頂いたご意見は、「原案に対して寄せられたご意見」欄に掲載させて頂いたとおりです。多くの有益なご意見をお寄せ頂いたことに対し、御礼を申し上げます。

この皆様方からお寄せ頂いたご意見を踏まえ、当研究所においては、改めて原案の修正案を作成させていただき、これを公表して、10月31日までを期限とする第二次の意見募集を行うこととしました。

修正案は、原案の非営利事業体税制と組合・持分会社税制を修正したもので、その内容は、「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」 第一次募集意見を踏まえた修正案」をご覧ください。

この修正案には、法人税法改正案を添付しています。制度案だけではなく条文案まで確認してからでないとその是非を判断できない、というご意見に答えて作成したものです。第二次の意見募集により、新制度案が固まったところで、移行のための経過措置と最終的な規定整備を行いたいと考えています。

また、現在、公益法人制度改革の作業において「公益目的事業」の具体化が重要な課題となっていますが、その参考として、アメリカ・イギリス・ドイツの非関連事業の区分基準の紹介を行っています。

今回も、第一次意見募集と同様に、皆様方からできるだけ多くのご意見やご質問をお寄せ頂くことを期待しております。

ご意見等につきましては、**平成 19 年 10 月 31 日（水）まで**に、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せ下さい。

なお、個々のご意見等に対しては原則として直接回答しないこと、お寄せ頂いたご意見等を当研究所のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないご意見は有効なものとして取り扱えないことを、あらかじめご了承下さい。

記

電子メール：info@cti.or.jp

ファクシミリ：03-5282-7059